

3 訂 版

教 職 員
研 修 資 料

No! 体罰

この指導は適切？ 不適切？

令和6年3月

兵庫県教育委員会

目次

I 体罰や不適切な指導に関する基本的な考え方 . . . 1

- 体罰の定義、体罰が児童生徒や教職員に与える影響 . . . 1
- 体罰や不適切な指導とは . . . 2
- 本県の体罰・不適切な指導の実態 . . . 3

II 指導と体罰・不適切な指導の明確化 . . . 5

- 懲戒権の範囲内と考えられる行為と
- 体罰・不適切な指導に該当する行為 . . . 5
- 体罰を行った教職員の責任等 . . . 6
- 体罰等に関する事例・判例 . . . 7
- 体罰や不適切な指導が発生した場合の対応フロー等 . . . 8

III 未然防止に向けて . . . 9

- 体罰や不適切な指導発生の要因と解消の手立ての明確化 . . . 9
- 研修方法等、協議のポイント . . . 12
- 生徒指導提要の方向性等 . . . 13
- 事例から学ぶ体罰や不適切な指導を防ぐポイント . . . 14
- 自己チェック表 . . . 18

IV 参考資料 . . . 19

- 関係法令等 . . . 19
- 本県通知等 . . . 21
- 体罰や不適切な指導等に関する主な相談窓口 . . . 24

I 体罰や不適切な指導に関する基本的な考え方

体罰の定義、体罰が児童生徒や教職員に与える影響

学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。

ただし、体罰を加えることはできない。

体罰の定義（平成25年3月13日付け通知24文科初第1269号通知より抜粋）

懲戒の内容が次のような身体的性質のものである場合、体罰に該当します。

- 身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）
- 児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）

児童生徒への懲戒は、学校教育法施行規則に定める退学、停学、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断される行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがあります。

次のような場合は、正当防衛及び正当行為等として体罰には該当しません。

- 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ず行ったりする有形力の行使

体罰が与える児童生徒への影響

<心理面>

- 不安感や恐怖感などの強いストレスや苦痛を感じる
- 倫理観を養うことができない
- 場面・対人等回避行動を生む恐れがある

<子ども同士の間人間関係>

- 力による解決への志向を助長する
- 自分より弱い立場へのいじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある

<学習面>

- 知的好奇心や興味・関心が失われる
- 学習意欲が低下し、授業に集中できなくなる
- 主体性・創造性が阻害される

<子どもと教職員の間人間関係>

- 過敏に反応し、教師の顔色をうかがった言動をとる
- 教職員への不信感を強め、批判的・反抗的になる
- 恨みから、器物損壊や対教師暴力などを起こす
- 体罰は周りで見ている他の子どもたちにも強いストレスを与える

体罰が与える教職員への影響

- 体罰はエスカレートし、自分で止められなくなる
- 体罰は恐怖感を与えることで子どもの言動をコントロールする方法であり、豊かな人間関係の構築を阻害する
- 体罰は即効性があるように見えるため、他の指導方法が見出せなくなる

体罰や不適切な指導とは

体罰は、児童生徒の人権を侵害する行為であり、いかなる場合においても「絶対に許されない」ものであるという基本認識をもつことが必要です。

また、体罰と同様に、暴言等の不適切な指導も、児童生徒の人間性や人格の尊厳を損ね、又は否定する言動に当たります。具体的には、「暴言」「威圧・威嚇的な行為」「無視」「特定の児童生徒に執拗かつ過度に精神的あるいは肉体的な負荷をかける行為」等があります。これらは、児童生徒に恐怖感や不信感を抱かせることとなり、児童生徒の心身に大きな影響を与える場合があることから、体罰同様に許される行為ではありません。下表を参考に指導方法等を適宜見直し、研究・研修を怠らないようにしましょう。

行為の分類		内容
名称	特徴	
体罰	傷害行為 (肉体的苦痛)	教職員が、児童生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為 【直接的】強くたたき、殴る、蹴る、投げる等 ※ 有形力を行使する 【間接的】長時間にわたる正座・起立等 ※ 有形力を行使しない
	危険な暴力行為 (肉体的苦痛)	
	暴力行為 (肉体的苦痛)	
不適切な指導	不適切な行為	教職員が児童生徒の身体に肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使
	暴言等	教職員が、児童生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動
	行き過ぎた行為	生活指導やスポーツ指導等において、児童生徒の現況に適合していない過剰な指導
適切な指導	懲戒行為 教育指導	学習指導や生活指導時における法令で認められた範囲の懲戒行為 スポーツ指導において、注意喚起する、激励する行為
正当防衛 正当行為	やむを得ない有形力の行使	防衛のためにやむを得ずした有形力の行使 他に被害を及ぼす暴力行為に対して、制止・危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
緊急避難		自己又は児童生徒の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危険を避けるため、やむを得ずした行為

本県の体罰・不適切な指導の実態

1 体罰に係る懲戒処分等件数

年度	免職		停職		減給		戒告		訓告	
	小中	県立								
H30			1		4	1	1		3	1
R 元			2	1	5	4	2	1	7	2
R 2	1				7	3	9	2	13	6
R 3	1			2	2	1	2	2	9	2
R 4					4	2	1	1	3	4

年度	嚴重注意		説諭		計	
	小中	県立	小中	県立	小中	県立
H30	5	2	3		17	4
R 元	3	3			9	11
R 2	8	1			38	12
R 3	4	2			18	9
R 4	4				12	7

近年では、R 2 が小中・県立併せて 50 件と多い件数となっていますが、全体的に減少傾向にあります。

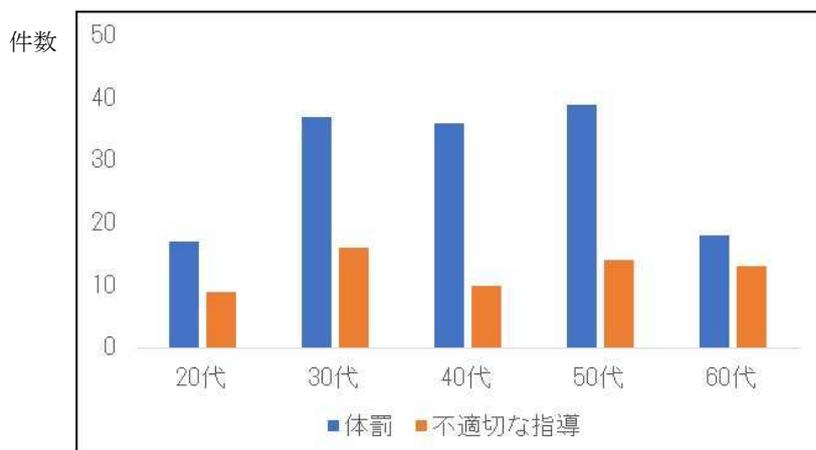
2 不適切な指導に係る懲戒処分等件数

年度	免職		停職		減給		戒告		訓告	
	小中	県立								
H30							1		1	
R 元					1	1				
R 2					2	1		1		
R 3					3		3	1	1	2
R 4			2		1	1		2	4	2

年度	嚴重注意		説諭		計	
	小中	県立	小中	県立	小中	県立
H30			1		3	
R 元			1		2	1
R 2	3	1	4	2	9	5
R 3	4	4	3	2	14	9
R 4	2	3	1	1	10	9

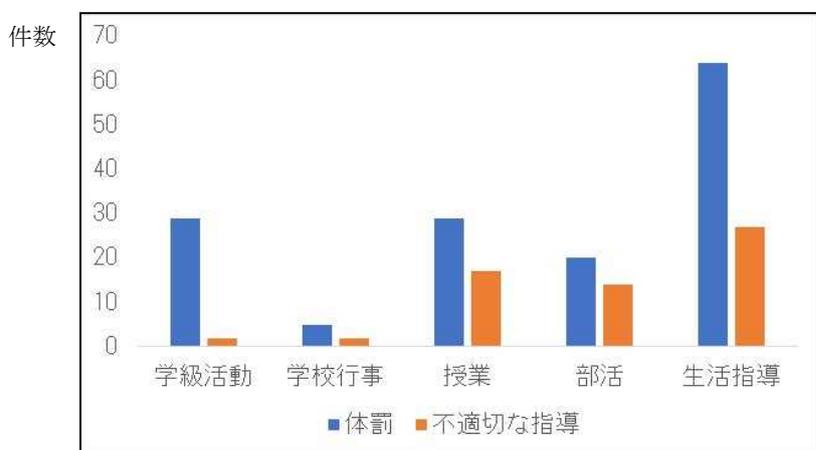
全体的に増加傾向にあります。また、停職・減給に相当する処分内容のケースが発生しています。

3 年代別の体罰・不適切な指導発生状況(H30～R4 [累計])



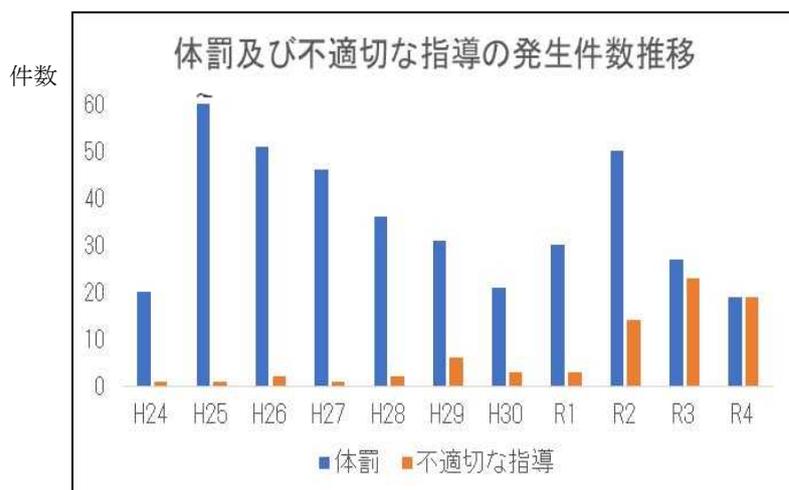
いずれの年代でも発生していることから、教職員のどのキャリアステージにおいても起こり得る「自分ごと」の課題として捉える意識が必要です。

4 場面別の体罰・不適切な指導発生状況(H30～R4 [累計])



生活指導や学級活動など日常生活の指導に際し、自身の指導方法等の過信により体罰を引き起こすケースが多くなっています。

5 本県の体罰及び不適切な指導の発生件数推移(H24～R4)



体罰は減少傾向にあるものの、不適切な指導が増加しており、教職員の意識や指導のあり方等に変化が生じている様子が見られます。

留意点

- 生徒に厳しい指導を行ったときは、体罰等かどうか直ちに判断できなくても、後で体罰等と認定されることもあることから、まず管理職に報告しましょう。
- 過去に体罰を行った教職員が再び体罰を行うケースも発生していることから、再発防止に努めること(再発の場合、処分が加重される)が重要です。

Ⅱ 指導と体罰・不適切な指導の明確化

懲戒権の範囲内と考えられる行為（○）と体罰・不適切な指導に該当する行為（×）

授業中	<p>宿題を忘れた児童生徒に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後に教室に残し、学習課題を与える（不必要に長時間残さない） × 放課後に教室に残し、学習課題が終わるまで、用便も含め一切室外に出ることを許さない × 反省を促すため、立たせたまま授業を受けさせる <p>体育の授業中、危険な行為をしている児童生徒に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の腕を引っ張り、危険な行為をやめさせる × 児童生徒の腕を引っ張り、押し倒す <p>私語を止めない児童生徒に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 声かけをして、私語の影響等を説明し具体的に反省を促す × 体めがけてチョークなど物を投げつける × 大声で怒鳴りつけ、両頬を手で押し上げる <p>質問したが、ふてくされて頬杖をつき回答しない児童生徒に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学習課題を具体的に課す × 胸ぐらをつかみ、壁に頭や背中を叩きつける × 頬杖をついている手（首）を平手で払いのけて怒鳴る <p>再三注意したにも関わらず、居眠りをしている児童生徒に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の机や椅子を揺らして起こす × 児童生徒の椅子を足で強く蹴り、生徒を転倒させたり、蹴った机を生徒にぶついたりする <p>立ち歩いているのを叱ったが聞かない児童生徒に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒に言い聞かせながら席につかせる × 児童生徒の頬を強くつねって席につかせる
生活指導中	<p>遅刻指導を行った翌日に、また遅刻した児童生徒に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遅刻の理由を聞き、前夜の行動も把握した上で改善に向けた指導をする × 反省を促すため、いきなり児童生徒の頬を平手で叩く <p>清掃活動をさぼっている生徒に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ さぼっていることを指導し、翌日も掃除当番をさせる × 持っていたホウキの柄で児童生徒の頭を叩き、掃除をさせる <p>別室指導で事実を話さない児童生徒に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事実を話すよう厳しく問いただす × 生徒の人格を傷つける発言や恫喝で問いつめる <p>生徒指導に応じず、無視して下校しようとしている児童生徒に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒を立ち止まらせて、別室に連れて行って指導する × 児童生徒の腕をつかんだところ、児童生徒が腕を振り払ったため、生徒の頭を拳骨で殴る × 児童生徒を引き留めるため、衣服を強くつかみ、引っ張る <p>宿泊行事において、就寝時刻を過ぎても騒いでいた児童生徒に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 睡眠の重要性を指導したうえで就寝させる × 反省を促すため、部屋の外で長時間正座をさせる
部活動中	<p>部の規律を乱すような行為をする生徒に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 部の規律の目的や重要性を厳しく指導する × 生徒の脚を蹴って、自己の行動について反省を促す × 生徒の両肩に手をかけて怒鳴りながら詰め寄り、付近の壁を手のひらで叩く <p>練習中、意欲が見られない生徒や声が出ていない生徒に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理由を聞き出したうえで、適切なアドバイスの後、状況に応じたトレーニングを課す × 気合いを入れるため、頬を平手で叩く × 生徒に膨大な回数の腕立て伏せや腹筋を強要する <p>練習試合でチーム内での連携プレーができない生徒やミスの多い生徒に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ミスをしたプレーを適度に反復練習し、正しい動きを理解させる × 練習中、意識して生徒の顔面にボールをぶつけることを繰り返す × 強制的かつ際限なく草抜きをさせる

なお、体罰に当たるかどうかは、被害児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断します。

体罰を行った教職員の責任等 もし、体罰をしてしまったら...

行政上の責任

全体の奉仕者たるにふさわしくない非行・信用失墜行為（地方公務員法第 29 条・33 条）



懲戒処分【免職、停職、減給、戒告等】

教育職員たるにふさわしくない非行があり、その情状が重いと認められる場合



（教育職員免許法第 10 条・11 条）

教員免許状の失効・取上げ

刑事上の責任

体を傷つける→【傷害罪】（刑法第 204 条：15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）

殴る・蹴る等→【暴行罪】（刑法第 208 条：2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料）

必要な救護を怠る→【保護責任者遺棄罪】（刑法第 218 条：3 月以上 5 年以下の懲役）

不当に長時間居残す→【監禁罪】（刑法第 220 条：3 月以上 7 年以下の懲役）

さらに、これらの罪により禁錮以上の刑に処せられた場合→失職（学校教育法第 9 条）

民事上の責任

被害児童生徒に対し、治療費や慰謝料等の損害賠償責任を負う（民法第 709 条・710 条）

県が賠償した場合でも、教職員個人に求償する場合がある（国家賠償法第 1 条）

国家賠償法は、被害者救済や公務員が職務執行の際に萎縮しないために、国または公共団体が公務員個人の責任を肩代わりするという法律です。

しかし、公務員に故意又は重大な過失があったときは公務員個人に求償する場合があります（同法第 1 条第 2 項）。

その他の責任

児童生徒・保護者からの信頼の崩壊、住民からの批判、新聞記事等によるマスコミの報道、部活動での有資格者は資格のはく奪（H25 年度高体連共通ルール）（H26 年度日本体育協会）等

－ 自分の体罰を振り返って（体罰を行った教職員の反省）－

- 一方的に信頼関係が構築されていると錯覚していた。体罰は、児童生徒の心の傷としていつまでも残り、最も大切な信頼関係を失った。
- 学校で決められたルールを守らない生徒に対して、「こうあるべき」という価値観を強く押し付けてしまっていた。
- 自分が体罰を行った結果、その児童生徒に対する他の教員の指導までもが困難になった。
- 体罰による、押さえつけの指導は即効性があると思ったが、その後の児童生徒の素行が一層悪化した。
- 児童生徒を力で服従させていたにすぎない。自分の指導力の無さを情けなく思う。
- 自分の感情を抑えられず暴力という形で爆発させてしまった。
- 児童生徒の発達段階を踏まえずに認知特性への配慮に欠ける指導をしてしまっていた。

体罰等に関する事例・判例

行政上の責任

事例

県立高校部活動において、A教諭は、複数回にわたり言葉で伝え指導をしていたが、部員B・CはA教諭の指導のとおりには動いていなかった。また、忘れ物や制服の着こなし等、生活態度についても部活動において指導したが、部員B・Cからは聞いているような反応がなく、返事もなかったことから、プロテクターの上から平手で叩いたり右耳付近を1回叩いたりした。また、指導に際して、「殺すぞ」などの暴言を吐いた。

→ 停職1月 【令和4年・本県】

刑事上の責任

判例

県立高校2年生の担任D教諭は、生徒Eが文化祭の準備に加わらないなど態度が悪いことを理由に、生徒Eの顔を平手で殴り、歯を折るけがを負わせた。生徒Eはその後精神的に不安定となり1ヶ月間休学した。また、D教諭はこれ以前にも生徒Eに対し、十数回にわたって体罰を行っていたことが発覚した。

→ 傷害罪で50万円の罰金刑 【平成23年・福岡地方裁判所】

民事上の責任

判例

市立小学校6年生の担任F教諭は、児童Gが運動会のポスター制作について質問したところ、すでに説明していたことから児童Gを怒鳴りつけ、同級生の前で頭頂部と頬を数回叩いた。その直後児童Gは行方不明となり、自宅裏山で自殺しているところを発見された。

→ 市に慰謝料約3,790万円の支払命令【平成12年・神戸地方裁判所】

※ 市は平成25年3月、「体罰による自殺」として認め、児童Gの両親に謝罪

体罰に当たらないと判断されたケース

判例

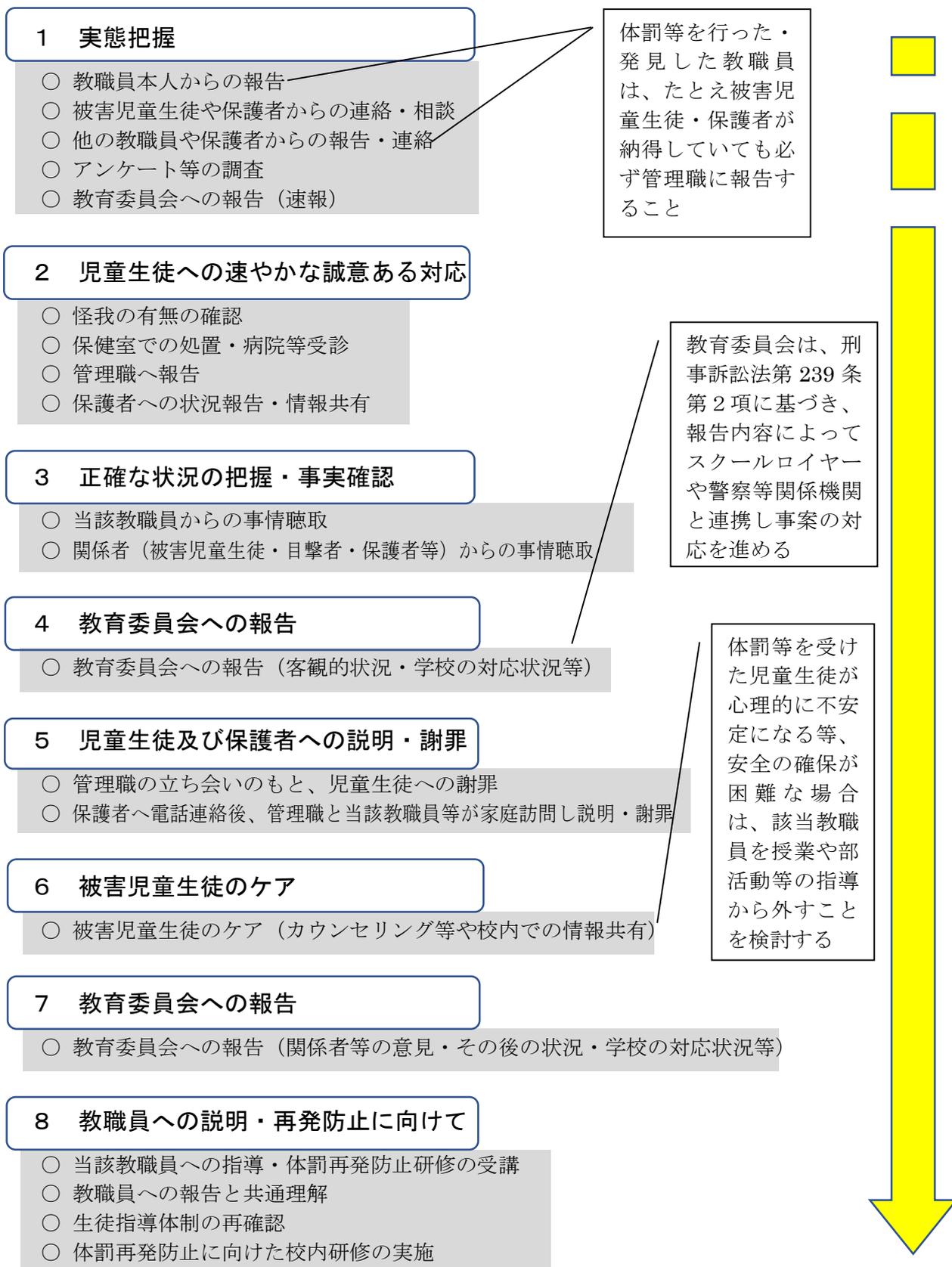
府立高校の生徒Hが、授業中に他の生徒とトラブルになったところ、同校の教諭らが、生徒Hを校内の一室で反省文等を作成させる等の指導を行った。生徒Hはその直後の帰宅途中、踏切内に立ち入って電車に跳ねられて死亡した。

→ 原告は教諭らの対応を体罰と主張したが、請求は棄却【平成31年・大阪地方裁判所】

※ 本件教職員の指導等が、その目的・態様・継続時間等から判断して、教育的指導の範囲を逸脱し、職務上の法的義務に違背していたということとはできないと判断された。

体罰や不適切な指導が発生した場合の対応フロー等

事案が発生した場合は、児童生徒、保護者等に状況を説明するとともに、当該児童生徒のケアをはじめ、誠意をもった迅速・適切な対応と、再発防止への取組が必要です。



Ⅲ 未然防止に向けて

体罰や不適切な指導発生の要因と解消の手立ての明確化

体罰や不適切な指導が生じる要因（背景）

1 教職員の指導力不足・精神的不安定

指導力不足により自分の指導が児童生徒の内面に入らない「焦り」や理想と現実のギャップへの「戸惑い」等の精神的不安

2 児童生徒との信頼関係の欠如

自分の指導方法や成果への過度のこだわり、児童生徒の発達段階や特性に配慮しないなど「児童生徒理解」が不十分

3 体罰を容認したり正当化したりする誤った考え方

時と場合によっては、ある程度の体罰が児童生徒の教育には必要であり、教育的にも有効であるという体罰を容認・正当化する考え方

4 不十分な教職員間の協力体制やチェック機能

特定の教職員に指導の責任が偏っていたり、日頃から教職員同士で情報交換ができていなかったりする不十分な教職員間の協力体制やチェック機能

5 学校と保護者・地域等との認識の違い

保護者や地域住民等の、児童生徒の成長や結果への過度な期待・自己の体験からくる体罰容認意識、学校の指導方針との認識の違い

体罰や不適切な指導の未然・再発防止の手立て

1 学校組織全体として取り組むべきこと

① 体罰を容認しない雰囲気づくりの確立

- ・体罰を容認したり正当化したりすることを誤りとして、教職員一人ひとりが十分に理解し、互いに抑止し合える雰囲気づくり

② 全ての教職員が協力・連携する「チーム体制」の推進

- ・教職員が問題を一人で抱え込むことにより孤立しないよう、また、複雑化・多様化した問題や課題を解決するため、常に学校全体がチームとして協力する体制づくり

2 管理職が取り組むべきこと

① 指導体制の点検・教育相談体制の整備

- ・体罰に関する自己チェック表等を活用した、体罰や不適切な指導がないか定期的な点検
- ・児童生徒が気軽に何でも相談できる教育相談体制の整備や充実

② 教職員の指導力向上の推進

- ・教職員に対する児童生徒の問題行動等に対する対応方法についての助言

③ 保護者・地域との連携の強化

- ・保護者や地域住民、関係機関等との情報交換・連携強化

3 教職員一人ひとりが取り組むべきこと

① 児童生徒理解に基づく指導の充実

- ・積極的な生徒指導をめざした自分自身の日常的な指導の在り方や児童生徒への関わり方の振り返り・見直し
- ・個々の児童生徒の特性や行動の背景を十分に理解した適切な対応（生徒指導や興味・関心に基づいた授業等教科指導）に向けた、教職員一人ひとりの継続的な研究・研修への取組

② アンガーマネジメントの習得

- ・コーピングスキル（ストレスを適切に処理する技術・能力）を生かした「アンガーマネジメント」の習得

4 その他（教育委員会としての取組等）

① 教職員の非違行為防止に係る研修の実施

- ・ 体罰など非違行為防止を目的とした内容を取り上げた、キャリアステージに応じた研修や臨時的任用者に対する研修の実施
 - ※ 今後、年次研修における非違行為防止研修の拡充や臨時講師を対象とした非違行為防止に特化した研修を実施予定。

② 懲戒処分等事例をふまえた研修資料等の提供

- ・ 体罰等の懲戒処分等を事例別に整理した研修資料・綱紀肅正通知の提供
- ・ 研修用動画「非違行為防止研修」の作成(兵庫県立総合教育センターHP掲載)

③ 体罰再発防止研修の実施※

- ・ 体罰により処分を受けた教職員に対する、懲戒処分の種類に応じた体罰再発防止研修を実施
 - ※ 市町組合立学校教員については、市町組合教育委員会にて実施しています。

体罰再発防止研修における研究

体罰再発防止研修受講者に対し、研修受講中はもちろん、研修後においても様々なアプローチを行いつつ、受講者の変化等に着目し、体罰の防止や指導力の向上に資する手立て等を獲得することを目的として、大学教員からの助言を得ながら以下のとおり研究を行いました。

研修受講により生徒指導力が向上

研修受講から約2カ月後に、教員及び校長に半構造化インタビュー調査を実施しました。

生徒指導における行動変容につながった要因

- ① 生徒との適切な関わりや指導方法を学ぶ。
 - ② 受講者同士で指導のあり方を検討したり、自身の特徴や指導について客観的に振り返ったりする。
 - ③ 自身の生徒指導についての行動計画を立案し、今後の指導のあり方を検討する。
- 生徒指導に対する考え方や関わり方に変化が生じた。

(岡村・千歳, 2022)

自己記録により言語賞賛が増加

教員に言語賞賛に関する自己記録を求め、校長との面談機会を設定しました。

言語賞賛を主とした生徒への関わりに及ぼす効果

- ① 授業中の生徒への言語賞賛回数と内容を自身で記録する。
- ② 記録をもとに校長や指導主事と面談し肯定的な評価を受ける。
- ③ 自身の特徴や生徒指導のあり方について振り返る機会を複数回設ける。
→ 抽象的な賞賛から、具体的な賞賛に変化し、生徒を褒める行動が増加した。

(岡村・千歳, 2023)

研修方法等、協議のポイント

体罰や不適切な指導を未然に防ぐためには、過去の事例を他人ごとにと捉えず、「自分ならどう行動するか」「事例のような状況を防ぐためには何が必要か」、管理職を含む教職員一人ひとりが自分ごととして考える姿勢が必要です。

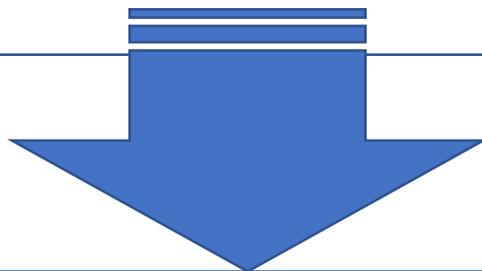
14 ページ以降に取り上げている事例を、各校や各自の置かれている実態や状況等に置き換え、下記の方法やポイントに留意して校内研修等に活用してください。

研 修 方 法

当該教職員やその同僚、また、管理職は、各事例においてどのような行動をとるべきであったのか、また、どうすれば体罰等を防止することができたのか、再発を防止できるのか、次ページで示している、改訂生徒指導提要に示されている、「生徒指導の重層的支援構造」をふまえ、それぞれの立場に立って協議しましょう。

協議のポイント

- 1 当該教職員は、なぜ、自分の体罰等の行為を止めることができなかったのか。もし、再発したケースであるならば、研修を受けているにもかかわらずなぜ繰り返してしまったのか。
- 2 同僚である他の教職員が適切な対応を行っていれば、防ぐことができたかもしれない。今後、体罰等を根絶するために、同僚として、日頃から何に留意すべきか。
- 3 管理職が適切な対応を行っていれば、防ぐことができたかもしれない。今後、体罰等を根絶するために、管理職は、日頃から何に留意すべきか。
- 4 自分が勤務する学校において同様の事案が発生した際、適切に対応できるか。
また、体罰等の未然防止のための取組（相談窓口のPR、相談連絡先の表示等）は徹底できているか。



発 展 的 研 修

本資料の事例に限らず、教職員の体罰や不適切な指導に関する記者発表等報道があった際は、上記ポイントをふまえて、事例研究を実施する。

また、各校のヒヤリハット事案を日常的に洗い出し、同様に事例研究を行う。

生徒指導提要の方向性等

体罰や不適切な指導についての研修を深めるにあたり、令和4年12月に改訂された生徒指導提要（文部科学省）について学ぶことが求められます。

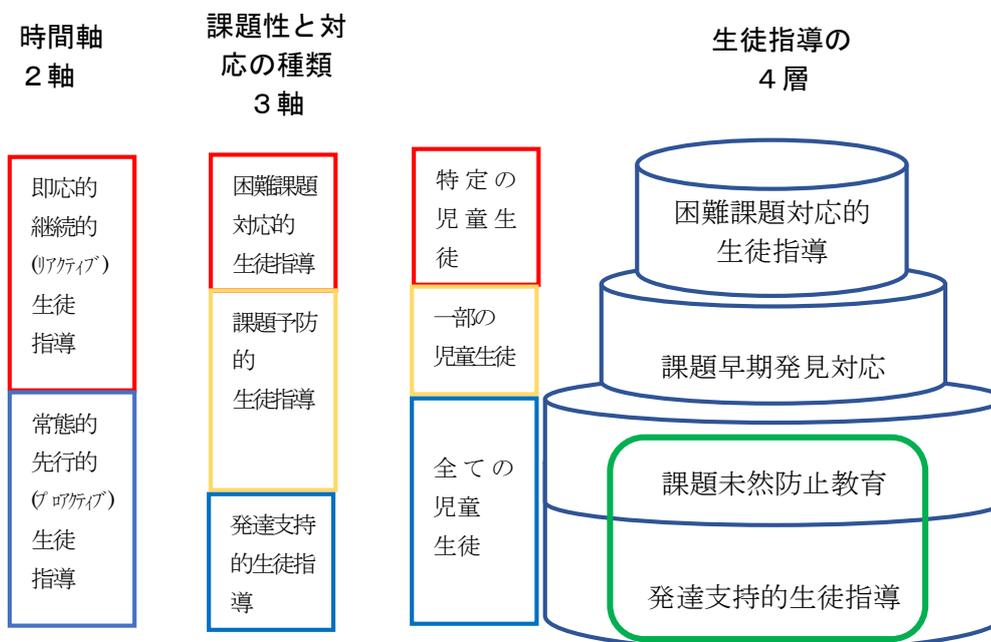
今日的な課題に対応していくため、生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等、下記の通り再整理されています。また、体罰や不適切な指導について具体的な例を示し、その防止についてまとめられています（p104～105）。



改訂の基本的な方向性

- 1 「積極的な生徒指導」の充実
 目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけではなく、「成長を促す指導」等「積極的な生徒指導」の充実
- 2 個別の重要課題を取り巻く関連法規等の変化の反映
- 3 学習指導要領やチーム学校等の考え方の反映
生徒（児童）の発達の支援、チーム学校、学校における働き方改革、多様な背景（障害や健康、家庭的背景等）を持つ児童生徒への生徒指導等について反映

生徒指導の重層的支援構造



「発達支持的生徒指導」「課題未然防止教育」を土台として、起きてからどう対応するか以上に、どうすれば起きないかに注力することが大切です。

事例から学ぶ体罰や不適切な指導を防ぐポイント

事例を通して、体罰等に至ってしまう問題点と未然防止に向けた対処法を認識しましょう。

事例 1

小学校5年生学級担任のA教諭は、授業中、大声を上げたり、席を離れたりする児童Bに繰り返し口頭で注意していたが、いくら注意しても改善が見られなかった。ある日、児童Bのみならず児童Cも席を立ち、ふざけあっていたため、「やめなさい」と口頭で注意すると、しばらくは静かであった。しかし、再びふざけあう声が聞こえたため、A教諭は「さっきも言っただろう。お前は教室にいない方がいい。」と強い口調で怒鳴ったところ、児童Bが「うるさい」と反発したため、持っていたチョークを児童Bに向かって投げたところ、児童Bの頭にあたった。

【問題となる点】

- 1 言葉による指示が困難な児童等、個々の児童の特性が理解できていない。
- 2 指導効果が見込めない口頭注意を繰り返して行っている。
- 3 自身の感情をコントロールできていない。
- 4 指導による改善が見られない状態を一人で解決しようとしている。

【未然防止に向けて】

- 1 児童のできることとできないことに着目し、具体的な指示をする（短くわかりやすい言葉で伝える）。
- 2 口頭による指示に限らず、座席を配慮したり、多様な教材を用意したりするなど、個に応じた授業づくりを工夫し、自らの授業力を高める。
- 3 威圧的・高圧的な対応にならぬよう、アンガーマネジメントに努める。
- 4 問題を一人で抱え込まぬよう、他の教職員に相談するなどして学校全体でチームとして対応する。

事例 2

生徒指導担当のD教諭が授業へ行くために廊下を歩いているとき、前方から歩いてきた生徒Eの服装違反に気がついた。生徒Eが普段から服装違反を繰り返していたこともあり、「またか」と腹を立てたD教諭は、すれ違いざまに声を荒らげて「おい、お前、その服装は」と注意したところ、生徒Eは聞こえよがしに舌打ちをし、「やかましいわ」と吐き捨てて去っていかうとした。D教諭はさらに呼び止めたが、生徒Eはそのまま立ち去ろうとした。生徒Eの態度に腹を立てたD教諭は、生徒Eを追いかけて腕をつかみ、逃げようとする生徒Eの体を激しく壁に叩きつけ引き留め、服装違反や言動の誤りについて指導した。この指導を生徒E及びその保護者も理解・納得していたが、その指導の場に居合わせた別の生徒の保護者から「体罰だ」との指摘があった。

【問題となる点】

- 1 服装違反を繰り返す等、生徒の行動の背景が理解できていない。
- 2 腹を立てた状態で、いきなり服装違反を責める言動に至っている。
- 3 該当生徒の保護者が理解・納得していることをはき違えている。
- 4 生徒とのトラブルについて、保護者から情報が先に学校（管理職）に入っている。

【未然防止に向けて】

- 1 服装違反を繰り返す理由等を聞き取るなど、対話に基づく生徒理解に努める。
- 2 生徒を別室に連れて行き、教員・生徒がともに落ち着いた状態で指導に臨めるようにする。
- 3 保護者が体罰等を含む強い指導を容認しても、その意向には添えない旨明確に伝える。
- 4 生徒とのトラブルがあった際、速やかに管理職に報告する。

事例 3

特別支援学校小学部のF教諭は、図工の授業の指導をしていた。その際に、児童Gに対して、作業工程を理解させようと口頭での指導を繰り返し行っていたが、児童Gは指示したとおりに取り組むことができなかった。F教諭は、児童Gが指示した工程でできるように、誤った動きをした際に腕を叩き、また、背後から腕を掴み動かすなどの行動をとり、児童Gが工程を間違える度に同様の行為を繰り返し行った。同じ学年を担当するH教諭はその指導を見て、違和感を持ったがF教諭に尋ねることができず黙認していた。

【問題となる点】

- 1 児童の特性と支援の不一致が理解できていない。
- 2 児童の誤った動きを叩くなどの行為で正そうとしている。
- 3 指導の方針を特定の教職員に任せきりにしている。
- 4 児童を叩くなどの行為を目撃したことを管理職へ報告していない。

【未然防止に向けて】

- 1 児童の特性理解のために、保護者や関係機関と連携・協力する。
- 2 体罰等、威圧的・高圧的な指導の効果は一過性のものであり、悪影響が大きいことから、自らの授業力向上に努める。
- 3 指導を特定の教職員に任せきりにせず、学校全体がチームとして協力する。
- 4 体罰や不適切な指導を目撃した場合は必ず管理職に報告する。

事例3のような、特別支援学校・特別支援学級における体罰や不適切な指導についての事案は、近年本県においても複数報告されており、その未然防止は喫緊の課題です。

また、文部科学省の調査(「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(令和4年)について」2022.12月公表)によれば、通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は、小学校・中学校においては8.8%、高等学校においては2.2%と示されています。つまり、小学校・中学校では配慮の必要な児童生徒が、どのクラスにも一定数在籍していることになります。

以上の状況を踏まえ、児童生徒の障害や特性を理解し、必要な指導や支援を進めていくことが、体罰や不適切な指導の未然防止にもつながります。次ページに示しています、「自立活動の指導」についても是非理解を深めましょう。

指導・支援がうまくいかないときに参考になる自立活動の指導

自立活動の指導

障害のある幼児児童生徒は、障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じることから、小・中・高等学校等の幼児児童生徒と同じように心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えません。そこで、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が自立活動の指導です。

自立活動の指導をするための実態把握

まずは実態把握を行った上で指導内容を検討する際は、困難な部分のみに焦点を当てるのではなく、すでにできているところ、支援があればできることにも目を向けることが大切です。

方	法：観察法、面接法、検査法等の直接的な把握の方法
収集する情報	：病気等の有無や状態、生育歴、基本的な生活習慣、人やものとのかかわり、心理的な安定の状態、コミュニケーションの状態、対人関係や社会性の発達、身体機能、視機能、聴覚機能、知的発達や身体発育の状態、興味・関心、障害の理解に関すること、学習上の配慮事項や学力、特別な施設・設備や補助用具（機器を含む。）の必要性、進路、家庭や地域の環境等

自立活動の指導例（自立活動の指導内容は6区分27項目あります）

区分	障害	自立活動の指導例
① 健康の保持	自閉症	感覚の敏感さやこだわりがあり情緒が不安定になる。 【指導例】→自分から別の場所に移動したり、音量の調整を他者に依頼したりするなど、自ら刺激の調整を行い、気持ちを落ち着かせることができるように支援する。
② 心理的な安定	ADHD	自分の行動を注意されたときに反発して興奮を静められなくなる。 【指導例】→自分を落ち着かせることができる場所に移動してその興奮を静めることや、いったんその場を離れて深呼吸するなどの方法があることを教え、それらを実際に行うことができるように指導する。
③ 人間関係の形成	ADHD	衝動の抑制が難しかったり、自己の状態の分析や理解が難しかったりするため、同じ失敗を繰り返してしまう。 【指導例】→自分の行動とできごととの因果関係を図示して理解させる。実現可能なめあての立て方や点検表を活用した振り返りの仕方を指導する。
④ 環境の把握	自閉症	聴覚に過敏さが見られ、特定の音を嫌がる。 【指導例】→自分で苦手な音を知り、音源を遠ざけたり、イヤーマフやノイズキャンセルヘッドホン等を利用し、自分で対処できる方法を身に付けるように指導する。
⑤ 身体の動き	知的障害	両手や目と手の協応動作の困難さから、細かい手先を使った作業の遂行やその持続が難しい。 【指導例】→手遊びやひもにビーズを通す活動等を通して、両手や目と手の協応動作などができるよう指導する。
⑥ コミュニケーション	知的障害	自分の気持ちや要求を適切に相手に伝えられなかったり、相手の意図が理解できなかったりしてコミュニケーションが成立しにくい。 【指導例】→自分の気持ちを表した絵カードを使ったり、簡単なジェスチャーを交えたりするなど、要求を伝える手段を広げる指導をする。

指導例は他にも、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編平成30年3月（文部科学省）に多数掲載されています。



自己チェック表

体罰や不適切な指導を行わないように、折に触れて自分自身の認識や児童生徒への指導の在り方を再確認し、常に自己の姿勢を見直しましょう。

チェックポイント[教職員の共通理解]

- 子どもとの信頼関係を築く教職員の自覚
 - 「体罰は時には必要」「自分も叩かれて成長した」と考えていませんか
 - 保護者や地域住民等の体罰容認の申し出を言い訳にいませんか
 - 体罰を行ったり児童生徒に高圧的な言動をしたりする同僚を指導力のある教職員だと思っていないか
 - 自分の感情を上手にコントロールできますか
 - 児童生徒の考え方や意見を受け入れ、心情を理解しながら指導していますか
 - なぜ児童生徒がその行動を起こしているか、原因や背景を理解していますか
- 学校全体で子どもを育む生徒指導の充実
 - 全ての教職員が相互に情報交換しながら、協力して指導していますか
 - 学習指導や生徒指導に一貫性をもち、同一歩調の指導をしていますか
 - 威圧的・高圧的な言動に頼らずに集団指導を行っていますか
 - チームティーチングでは、明確に役割を分担していますか
- 一人ひとりの子どもが生き生きする教育活動の実施
 - 一人ひとりの個性や能力が発揮される教育活動を行っていますか
 - 校則や学級のきまりについて、児童生徒に意義を考えさせる機会を設けていますか
 - 児童生徒の日々の心理・言動の変化をふまえた対応について研鑽を積んでいますか
 - 児童生徒の障害や特性を理解し、発達段階に応じた教材・教具の工夫等に取り組んでいますか
 - 部活動等の指導に、勝利至上主義からの焦りはありませんか

体罰や不適切な指導に頼らない組織的な生徒指導等の方針について学校内外に明示することで、開かれた学校づくりを推進するとともに、教職員や児童生徒、保護者の相談にきめ細かく対応する組織として体罰防止委員会等を設置し、組織的な体罰防止体制を構築しましょう。

チェックポイント[指導体制の整備]

- 校内研修等を通じて、生徒指導に関する通知等や体罰や不適切な指導に頼らない指導に関する学校の基本方針について、共通理解ができていますか
- 問題行動や特別な支援を要する児童生徒への指導について、学校組織全体及びスクールカウンセラーなど外部の専門家から成る「チーム」で対応する体制ができていますか
- 日々起こる問題行動や指導困難な状況を管理職や同僚に伝える報告・連絡・相談体制は、整っていますか
- 特定の教職員に生徒指導をまかせる傾向がありませんか
- 児童生徒に対する諸問題を自分の責任だと抱え込んでしまう雰囲気はありませんか
- 教職員間で授業参観を行うなど、お互いに注意・指摘したり、相互に協力したりできる体制がとれていますか
- 児童生徒を理解・受容し児童生徒と教職員との好ましい人間関係の醸成に努めていますか
- 個別の支援計画や教育計画等に基づき、適切な目標をもって指導の方向性を定めていますか
- 体罰や不適切な指導の未然防止に向け、アンケートの実施や相談窓口の設置等を行っていますか

IV 参考資料

関係法令等

学校教育法

(昭和22年4月1日施行)

- 【第9条】 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。
- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 【第11条】 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

地方公務員法

(平成26年2月13日施行)

- 【第29条】 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合
- 【第33条】 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

教育職員免許法

(昭和24年9月1日施行)

- 【第10条】 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。
- 二 公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。
 - 三 公立学校の教員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する者を除く。）であつて同法第二十八条第一項第一号又は第三号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。
- 【第11条】 国立学校、公立学校（公立大学法人が設置するものに限る。次項第一号において同じ。）又は私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

刑法

(昭和16年3月12日施行)

- 【第204条】 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 【第208条】 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
- 【第218条】 老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかったときは、三月以上五年以下の懲役に処する。
- 【第220条】 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

民法

(大正15年4月24日施行)

- 【第709条】 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 【第710条】 他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

国家賠償法

(昭和22年10月27日施行)

【第1条】 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

児童の権利に関する条約

(平成6年4月批准)

【第19条】 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

【第37条】 締結国は、いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないことを確保する。

障害者虐待防止法

(平成24年10月1日施行)

【第1条抜粋】 障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者虐待の防止に資する支援の措置等を定めることを明示。

児童虐待の防止等に関する法律

(令和2年4月1日施行)

【第14条】 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法(明治29年法律第89号)第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

こども基本法

(令和5年4月1日施行)

【第3条抜粋】 全てのこどもが差別的取扱いを受けないようにすることや、年齢及び発達段階に応じて自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会の確保等を明示。

人権教育・啓発に関する基本計画

(平成14年3月15日 閣議決定)

第4章 1(1)人権教育 ア 学校教育

教職員自身が学校の場合において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。

人権教育基本方針

(平成10年3月9日 兵庫県教育委員会)

4 (学習者の人権を大切にした教育)

教育指導や学習の環境が、学習者の人権を尊重したものとなるよう、「児童の権利に関する条約」等の趣旨も踏まえ、その充実に努める。

・ 一人一人を大切にした教育指導

学習者の興味や関心などに応じて、自主的、主体的な学習を促す教育指導に努める。

本県通知等

(電子メール施行)
教教第 3265 号
平成 31 年 3 月 19 日

各 県 立 学 校 長 様

兵 庫 県 教 育 長

体罰事案に対する対応について (通知)

学校における体罰禁止の徹底については、毎年度の指導の重点、綱紀肅正通知等をはじめ、研修資料「No!体罰」(改訂版)を活用した体罰防止研修などを通じて、繰り返し周知を図っています。この結果、体罰の発生件数は減少傾向にありますますが、再発も含め、依然として悪質な体罰が発生しています。

このような状況を踏まえ、体罰禁止をさらに徹底するため、今後発生した体罰事案については、下記のとおり厳正に対応することとします。

つきましては、本趣旨を十分にご理解いただき、所属の教職員に周知のうえ、体罰禁止について指導をお願いします。

これに伴い、「体罰事案に係る今後の対応について」(平成 25 年 5 月 1 日付け教教第 1129 号兵庫県教育長通知)は、廃止します。

記

1 体罰事案に対する処分

(1) 加害教員

体罰を行った教員については、その行為の態様等を踏まえ処分を行う。

特に、次に掲げる場合については、より厳重な処分を行う。

ア 児童生徒に傷害を負わせた場合

イ 児童生徒に精神的影響(不登校等)が発生した場合

ウ 常習的に体罰を行っていた場合

エ 体罰を隠蔽した場合

オ 特別な支援を要する児童生徒に対して行った体罰の場合

(2) 学校長

学校長については、その行為の態様等を踏まえ、監督責任を厳しく問う。

特に、学校長自らが体罰を隠蔽した場合は、より厳重な処分を行う。

2 体罰を行った教員の部活動指導の禁止

部活動の指導において体罰を行い、懲戒処分(戒告以上)を受けた教員には、部活動の指導を行わせないこと。

体罰防止研修等を経た後の復帰については、当該部活動の生徒及び保護者から強い要望がある場合であって、かつ、複数教員での指導の徹底等再発防止の措置を行った場合に限り、教職員課と協議を行うこと。

3 体罰防止研修等の徹底

体罰で処分を受けた教員には、再発防止の観点から、必ず体罰防止研修(アンガーマネジメント研修を含む。)を受講させること。併せて、体罰の態様等を踏まえ、教職員課と協議のうえ、継続的な指導監督を行うこと。

※体罰防止研修について

実施：県立教育研修所

回数：4～5回(1年間程度) ※処分の程度等に応じて回数を設定

(電子メール施行)
教教第1923号
令和3年9月24日

各県立学校長様

教 育 長

教職員による非違行為（体罰・暴言等）の再発防止について

この度、県内市立小学校において発覚した、教員によって常習的に行われていた人権意識が著しく欠けた悪質な体罰や暴言は、教育公務員として決して許される行為ではありません。

また、本事案では管理職の危機管理意識や教育委員会への報告の不手際も指摘されています。県教育委員会としては誠に遺憾であり、事態を極めて重く受け止め、厳正に処分をしたところです。

一方で、学校教育の信頼回復のため、再発防止が重要です。

ついては、貴所属の全ての教職員に対し、今一度襟を正し、高い倫理観と道徳心、人権意識をもって行動するよう指導願います。

また、学校長におかれましては、非違行為に対しては毅然と対応するとともに、日頃から、協力・協働による風通しのよい職場づくり、教育委員会との連携等に努めるようお願いいたします。

(電子メール施行)
教教第2078号の2
令和3年11月5日

市町組合教育長様

兵庫県教育長

非違行為の相談・報告体制の徹底について（通知）

学校は、児童生徒が安全で安心して健やかな成長と自己実現を目指して学習する場です。

各学校においては、教職員の非違行為を未然に防止する取組はもとより、平時の教職員間での情報共有・相談体制、並びに非違行為発生時の教職員から管理職への報告体制を整えていただいているところです。

しかしながら、最近、児童生徒が被害者となる非違行為を把握しながら、管理職及び教職員の認識の甘さや、情報共有・相談体制が不十分だったことにより、管理職及び教育委員会への報告が遅れ、児童生徒への被害が拡大するという事案が相次いでいます。

つきましては、改めて相談・報告体制について確認するとともに、教職の非違行為は絶対に許さないという意識を高め、些細なことでも相談しやすい環境づくりに取り組んでいただくようお願いします。そして、非違行為発生時には、教職員から速やかに報告を行い、管理職及び県教育委員会との情報共有がされるよう徹底をお願いします。

懲戒処分の指針(抜粋)

第1 基本事項

1 制定の理由

これまで兵庫県教育委員会が取り組んできた、働きがいのある風通しの良い職場づくりを、より一層推し進めるため、ハラスメントその他の非違行為全般に関する懲戒処分に関する指針を制定し、公表することにより、懲戒処分の透明性を高め、非違行為の予防を図る。

2 基本的な考え方

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける職員（県立学校の教育職員及び県費負担教職員をいう。以下同じ。）に対する標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。

具体的な処分量定の決定に当たっては、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。

また、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得る。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

第2 標準例

2 児童生徒関係

(2) 体罰

ア 体罰を行い、児童生徒に傷害を負わせた職員は、免職、停職又は減給とする。

イ 体罰を行い、児童生徒に精神的影響を生じさせた職員は、免職、停職又は減給とする。

ウ 体罰を常習的に行い、隠蔽し、又は特別な支援を要する児童生徒に対して行った職員は、停職又は減給とする。

エ 体罰を行った職員は、減給又は戒告とする。

6 監督責任関係

(1) 非行の隠ぺい、黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

(2) 指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

体罰や不適切な指導等に関する主な相談窓口

職場では相談しにくい場合、解決しにくい場合は、下記の窓口に一度相談してください。

◇教職員人事課電話相談・直行メール

- ・電話相談窓口：教職員人事課〈電話〉078-341-7711
(内線 県立：5655、市町立：5658)
- ・専用メール受付窓口：教職員人事課〈メールアドレス〉
kyosyokuin_direct@pref.hyogo.lg.jp

◇兵庫県教育委員会職員公益通報制度（担当：総務課）

- ・公益通報受付窓口：公益通報相談員
〈電話〉078-362-4014（内線 5625）、〈FAX〉078-362-4014（内線 5625）
〈メールアドレス〉kyoikoekitsuho@pref.hyogo.lg.jp

◇各教育事務所窓口（管内の市町立学校担当）

□阪神教育事務所電話相談

- ・電話相談窓口：総務課 〈電話〉0798-39-6154

□播磨東教育事務所電話相談

- ・電話相談窓口：総務課 〈電話〉079-421-9413

□播磨西教育事務所電話相談

- ・電話相談窓口：総務課 〈電話〉079-281-9123

□但馬教育事務所電話相談

- ・電話相談窓口：総務課 〈電話〉0796-26-3773

□丹波教育事務所電話相談

- ・電話相談窓口：総務課 〈電話〉079-552-7484

□淡路教育事務所電話相談

- ・電話相談窓口：総務課 〈電話〉0799-26-3203

◇法務局

みんなの人権 110 番

〈電話〉0570-003-110

○ひょうごっ子悩み相談

- ・電話相談（ひょうごっ子<いじめ・体罰・子ども安全>相談 24 時間ホットライン）
【24 時間】0120-0-78310
- ・面談相談
相談日 月～金（祝日、年末年始を除く）
相談日時 9：00～17：00

○ひょうごっ子悩み相談センター分室

（ひょうごっ子<いじめ・体罰・子ども安全>相談・通報窓口）【9:00～17:00】

- 阪神教育事務所分室 〈電話〉0798-23-2120
- 播磨東教育事務所分室 〈電話〉079-421-0115
- 播磨西教育事務所分室 〈電話〉079-224-1152
- 但馬教育事務所分室 〈電話〉0796-24-1520
- 丹波教育事務所分室 〈電話〉079-552-6059
- 淡路教育事務所分室 〈電話〉0799-22-4152

○少年相談室（ヤングトーク）

- 相談日 平日
- 相談日時 9：00～17：00
〈電話〉0120-786-109 〈FAX〉078-351-7829

作成：兵庫県教育委員会事務局教職員人事課